

令和8年(2026年)熊本地震により被災した受験生への特例措置について

—被災された受験生の皆様へ—

1. 趣旨

九州看護福祉大学では、熊本地震により被災された受験生への経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るために、以下の通り特例措置を講じます。

2. 特例措置の対象となる入学者選抜試験

学部、大学院、助産学専攻科の令和9年度入学者選抜試験

3. 免除の対象者および措置内容

【入学検定料の免除について】

令和9年度入学者選抜試験の志願者で、令和8年熊本地震に係る災害救助法適用地域において被災し、次のいずれかに該当する方は入学検定料を全額免除とします。

- (1) 保護者(または家計支持者)が被災したことにより死亡または行方不明の場合
- (2) 本人または保護者(または家計支持者)が居住する自宅家屋が全壊、半壊、流失した場合
- (3) 保護者(または家計支持者)の勤務先(会社や自営業等)が被災したことにより、収入が見込めなくなった場合

○免除となる金額

区 分		免除金額
学部	1回目	28,000円
	2回目以降	10,000円
	共通テスト利用	10,000円
大学院		35,000円
助産学専攻科		30,000円

○申請書類

各入学試験の出願期間内に、以下の必要書類を出願書類とともに封筒に入れて、入試広報課に簡易書留速達郵便で郵送してください。

※出願時に入学検定料を振り込まないようご注意願います。

- ①入学検定料免除申請書(本学ホームページよりダウンロードしてください)
- ②死亡または行方不明を証明する書類の写し【上記の(1)に該当する方】
- ③り災証明書の写し【上記の(2)に該当する方】
- ④保護者(または家計支持者)の離職証明書または雇用保険受給証明書の写し【上記の(3)に該当する方】

※②～④の証明書等については、後日提出も可とします。

※指定する証明書等の添付が困難な場合は、申請する内容を証明できる公的機関の文書を提出すること。

○免除決定通知について

入学検定料の免除申請結果については、「受験票」の発行をもって、決定通知とします。

※申請書類確認の結果、免除に該当しない方へは別途連絡し、入学学検定料の振込みを行っています。

【入学金免除・学費等減免について】

特例措置の対象となる入学試験で合格した入学予定者で、令和8年熊本地震に係る災害救助法適用地域において被災し、次のいずれかに該当する方は入学金免除・学費等減免とします。

対 象	措置内容
(1)保護者(または家計支持者)が死亡または行方不明で、学資の納入が困難な者	・入学金免除 ・学費等の4年以内全額免除
(2)保護者(または家計支持者)が職を失い、学資の納入が困難な者	・入学金免除 ・学資納入が困難と認められる間(4年以内)、学費等の全額免除
(3)本人または保護者(または家計支持者)の居住する建物が全壊または半壊し、学資の納入が困難な者	・入学金免除 ・令和9年度末日まで、全壊の場合は学費等の全額免除、半壊の場合は学費等のうち授業料を免除

※入学金・授業料等の金額について

令和9年4月に公立大学法人となる場合は、入学金や授業料等の金額が変更となりますので、決定したいホームページおよびマイページでお知らせします。

○申請書類

入学手続期間内に、以下の必要書類を入学手続書類とともに封筒に入れて、入試広報課に簡易書留速達郵便で郵送してください。

- ①入学金・授業料減免申請書(本学ホームページよりダウンロードしてください)
- ②死亡または行方不明を証明する書類の写し、及び所得に関する証明書(生計を一にする者全員)
【上記の(1)に該当する方】
- ③り災証明書の写し及び離職証明書またはその事実が確認できる書類【上記の(2)に該当する方】
- ④り災証明書の写し及び所得証明書またはその事実が確認できる書類【上記の(3)に該当する方】

※被災状況等の証明書類を「入学検定料免除申請」の際に提出した方は、再度の提出は不要です。

※指定する証明書等の添付が困難な場合は、申請する内容を証明できる公的機関の文書を提出すること。

○免除決定通知について

入学手続期間内に提出された申請書類に基づき審査を行い、減免の可否について決定し、その旨を申請者に通知します。

※申請書類確認の結果、免除に該当しない方へは別途連絡しますので、指定された期日までに所定の額を納付してください。

問い合わせ先

九州看護福祉大学 入試広報課

TEL:0968-75-1850

E-mail: nyushi@kyushu-ns.ac.jp